

エ 食材対策の推進

(ア) 外食向け主要食材の安定確保を図るため、外食産業主要食材利用実態基礎調査事業に対し助成した。

(イ) 地域の活性化と外食産業の振興を図るため、外食産業における未利用食材の開発・利用促進事業に対し助成した。

オ 地方における外食産業対策の推進

(ア) 地域における外食産業の健全な発展に資するため、地方公共団体に対し地域外食産業経営合理化対策事業に要する経費の一部を助成した。

(イ) 外食産業を核として、地域の自然環境、農林水産物、観光資源を活かした食のふるさとづくりの推進を図るため、地方公共団体に対して食のふるさとづくり推進モデル事業に要する経費の一部を助成した。

(ウ) 都府県担当者、地域の外食事業者を対象として、外食産業施策、外食産業の動向等について情報交換等を行う「外食産業地方連絡協議会」を各地方農政局において開催した。

カ 環境対策の推進

外食産業の廃棄物の実態の調査分析、廃棄物減量化等についての課題の整理及び対策の検討、優良事例の紹介・普及等を行う事業に対し助成した。

第4節 消費者保護行政

1 JAS制度の拡充改善

(1) JAS制度の拡充

最近における食品産業の発展、加工食品の普及、食生活の多様化及び消費者の健康志向に基づく食品の品質表示に対する関心の高まりに対応して「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS法)に基づく日本農林規格及び品質表示基準の充実に努めた。

ア 日本農林規格 (JAS)

6年度における日本農林規格の主な制定、改正の状況は、表13のとおりであり、これによりJAS規格数は397となった。

イ 品質表示基準

6年度における品質表示基準数は46である。

また、この基準制度の資料とするため、消費者団体に委託して市販されている加工食品の表示実態等調査を実施した。

ウ JAS制度の海外開拓

外国製造業者の28工場について新たに承認・認定を行い、合計229工場となった。

表13 日本農林規格の主な制定、改正の状況

品 目	告示年月日	告示番号
煮干魚類及び煮干魚類粉末	6. 8. 9	1132
畜産物缶・瓶詰	6. 8. 9	1130
果実缶・瓶詰	6. 10. 14	1417
ジャム類	6. 12. 7	1636
果実飲料	6. 10. 14	1415
乾めん類	6. 8. 9	1131
植物油	6. 8. 1	1095
飲食料品及び油脂(日付表示)	6. 12. 26	1741
製材	6. 11. 30	1625
針葉樹の構造用製材	6. 11. 30	1627
枠組壁工法構造用製材	6. 11. 30	1626

また、外国承認・認定工場に係る格付を行うための検査データの受け入れ対象となる指定外国検査機関(FTO)は、6機関である。

エ 監視体制の整備

JAS制度の適正な運用を期するため、全国10か所の農林水産消費技術センター(支所)において、市販品検査及び店頭調査を実施したほか、JAS登録格付機関及び承認・認定工場(外国承認・認定工場を含む。)の実態調査を行い、そのJAS業務の適正化及び品質管理の徹底について指導監督するとともに、工場等の品質管理担当者に対する講習等を行った。

品質表示基準については、食糧事務所を活用して食品(輸入品を含む。)の買い上げによる遵守状況の点検調査を実施した。

また、都道府県知事に対する権限の委任により、JAS制度の監視を徹底した。

オ JAS制度に係る啓発普及

11月のJAS普及推進月間を中心として、テレビ、ラジオの放送、啓発普及ポスターの作成、JAS普及啓発及びJAS一日教室を開催した。また、JAS製品を優先的に展示・販売する店として認定された「JAS協力の店」等を拠点に、JAS製品についての消費者啓発等を行い、JAS制度の普及推進を図った。

(2) 地域食品の品質向上と表示の適正化

豆腐、こんにゃく、納豆、かまぼこ等の地域食品の品質向上に資するための地域食品認証制度(実施主体は都道府県)を推進した。

(3) 特別表示食品適正化認証事業

近年の消費者の健康志向等を反映して「有機」、「〇〇地鶏」あるいは、地域特産的な特別表示食品が出回っているが、これらの食品は①公的な基準がないこと②その表示の真偽が確認できない等の問題がある。このため、このような食品について都道府県が基準の策定を行い、表示と内容の保証を行う等を内容とする新

たな認証制度を創設し、基準に適合した食品に統一的な認証マークの表示を付する事業に対して、都道府県に助成を実施した。

なお、平成6年度までに、18府県で128品目（ふるさと認証食品を含む。）の基準が設定されている。

(4) 国際食品規格計画

昭和37年にFAOとWHOが共同で始めた国際食品規格計画は140か国以上の加盟の下に作業が進められており、我が国は6年度において、食品添加物・汚染物質部会、食品表示部会、分析サンプリング法部会、魚類・水産製品部会、穀類・豆類部会等に出席し、規格作成の討議に参加するとともに、各規格作成のステップに応じ、それぞれ必要な意見を提出した。

2 品質表示の適正化

(1) 有機農産物等の特別表示ガイドライン

有機農産物等の生産及び流通の円滑化を図り、消費者の適正な選択に資するよう、平成4年10月に「有機農産物等に係る青果物等特別表示ガイドライン」を設定し、「有機栽培農産物」、「無農薬栽培農産物」、「減農薬栽培農産物」等の定義やその表示方法を定めて平成5年4月1日から実施しており、今年度は普及定着状況、実施状況等についてアンケート調査を実施した。

(2) 新食品等の品質表示ガイドライン

新食品等の品質表示の適正化を図る品質表示ガイドラインについては設定のため実態調査を行ったほか、既設定品目のガイドラインについても、実施状況の調査を行うとともに、その普及を推進した。

(3) 食品の日付表示の改正

食品の日付表示については、平成4年3月に設置した食品表示問題懇談会において検討を重ね、平成5年11月、「今後の日付表示については、製造年月日表示から期限表示に転換することが適当」とする報告が取りまとめられた。これを受けて平成6年8月、農林物資規格調査会にJAS規格及び品質表示基準制定品目について、「製造年月日表示から期限表示に転換する」ことを諮問し、答申を得た。その後、同年12月、JAS規格及び品質表示基準の告示の改正を行った。

3 食料消費・食生活に関する消費者啓発及び情報提供

我が国の食生活は、昭和40年代の半ば以降、平均的には栄養バランスのとれた「日本型食生活」ともいえるべき健康的で豊かな食生活が実現・形成されている。しかし、全体として脂質摂取比率の上昇は続いており、とりわけ若年齢層においてはすでに脂質過多等の問題

も見られるようになっている。

このため、ライフスタイルの変化等食をめぐる環境の変化に対応して、「日本型食生活」の一層の普及・定着を図るため、食生活に関する様々な情報提供や啓発を行った。

(1) 食生活情報提供事業

食生活に対する消費者意識の変化に的確に対応していくため、食情報ステーションの設置、情報誌の発行等、多面的かつ総合的な情報提供を行うとともに食料消費の改善に資するため新聞の発行、農業体験教室の開催を行う事業を民間団体に助成して実施した。

(2) ライフスタイル別食行動、食料消費動向調査事業

我が国の優れた食文化を維持、発展させつつ、長期的視点に立って、環境の変化に応じた望ましい食生活を一層定着させるため、現在の食をめぐる環境とこれを反映したライフスタイル別の食行動、食料消費の実態を調査、分析することにより、望ましい食生活の定着のための基礎資料を整備する事業を民間に委託して実施した。

(3) 食料品等消費改善放送事業

食料品等の消費の啓発をテレビを通じて国自らが行う（中央分）とともに、地域に密着した合理的な食生活に関する消費者情報等をテレビを通じて行う事業（地方分）及び地域に密着した生鮮食料品等に関する情報を消費者団体が主要都市の消費者を対象にテレホンサービスによって提供する事業に対し民間団体に助成して実施した。

(4) 消費者啓発資料等の作成等

食料品等の消費の改善合理化に資するため印刷物等の作成・配布を通じ、農林物資の商品知識に関する消費者啓発を総合的に行うほか、食料消費対策の総合的、効率的実施のための推進基盤を整備するため、消費者、生産者、食品企業等からなる協議会等を開催した。

(5) 全国食文化交流プラザ事業

消費者、業界等の食文化に関心のある人々が一堂に会し、我が国の望ましい食生活のあり方について相互に情報を交換したり、食卓に向けての新たな提案を行う場を設け、①食文化、食生活に関する国際シンポジウム、②食文化、食生活に関する新たな提案等のコンクール、表彰の実施、③食文化、食生活に関する公開研究集会の誘致等を行う全国食文化交流プラザ事業の第4回を熊本県において実施した。

(6) 環境と調和した食生活検討事業

消費者にとっては、環境に配慮した食行動を取るために、食行動（購買、調理、後片づけ、リサイクルなど）の各段階で具体的に何をどう改善したらよいのか

などについての的確な情報が不足していることから、消費者が環境に配慮した食行動をとる際に拠り所となるもの（指針）を作成する事業を民間団体に委託して実施した。

4 消費者対応体制の整備等

(1) 消費者相談処理体制の整備

食品の規格・表示・安全性等をめぐる相談に対処するため、本省、地方農政局、農林水産消費技術センター及び食糧事務所等を通じて相談処理体制の充実を図るとともに、苦情の迅速な処理に資するため、都道府県及び民間団体に助成して、都道府県及び加工食品業界の苦情処理体制の整備を図った。また、近年の食料品に関する苦情件数の増加、内容の複雑化に対処するため、消費生活センターの職員等を対象に消費者苦情相談を処理するために必要な知識及び技術に関する研修を実施するとともに、食料品の商品テスト技術に関する情報交換等を目的として通商産業省と共催で連絡会議を開催した。

(2) 消費者の意向の行政への反映

JAS制度の運用に適性化及び行政への消費者の意向の反映を図るため、食料品消費モニター（全国主要都市に1,021名設置）を活用して各種調査を実施するとともに、消費者と行政の懇談会を中央及び地方において実施した。

また、「消費者の部屋」において、引き続き各種資料の展示等やテーマを定めた「特別展示」により適正な情報提供、消費者啓発を図るほか、消費者相談に的確に対応した。

一方、地方農政局等においても、引き続き「消費者の部屋」等を活用し、各種資料の展示等により適正な情報提供を行い、地域消費者と農林水産行政とのコミュニケーションを図った。

第5節 砂糖類対策

1 砂糖の需要及び価格の動向

(1) 砂糖の需要

我が国の砂糖の需要量は、近年260万t台ではほぼ横ばいで推移してきたが、平成4年以降消費が低迷している。これに対する供給量は、てん菜糖、甘しや糖を合わせた国内産糖が80万t前後、輸入甘しや糖が160万t台となっている。

平成6砂糖年度（6年10月～7年9月）の需要量は、247万tとなった。国内産糖の産糖量については、てん菜

糖は、登熟期に入って、秋口の高温・長雨等の影響による根中糖分の低下により、前年の60万2千tより減少して58万3千tとなった。一方、甘しや糖は、台風等の被害により、分みつ糖で17万6千t（精糖換算）（前年度17万9千t）、含みつ糖で6千t（前年度8千t）と減少した。

(2) 糖 価 の 動 向

国際糖価は、6年夏の猛暑により欧州におけるてん菜の減産等を反映し上昇したため、6砂糖年度平均のニューヨーク相場（粗糖、現物）は、ポンド当たり13.86セントとなった（前年度11.24セント）。

一方、国内糖価は、国際糖価の上昇に伴い上昇したものの、その後、円高の影響等により低下したため、6砂糖年度における卸売価格はkg当たり154円（東京市中相場）となった。（前年度160円）

2 糖価安定法の運用状況

「砂糖の価格安定等に関する法律」（昭和40年法律第109号。以下「法」という。）の運用に当たっては、砂糖及び異性化糖の生産・流通・消費各方面の関係者からなる甘味に関する協議会に諮った上、年間及び各四半期ごとの砂糖及び異性化糖の需給見通しを策定し、砂糖及び異性化糖の需給の適正化に努めた。

3 砂糖類の価格安定

(1) 安定上下限価格等

6砂糖年度に適用される安定上下限価格等については、法第3条、第10条、第18条の2及び第18条の6の規定に基づき、次のとおり定められた。

安定上限価格	t当たり	15万8,600円
安定下限価格	t当たり	2万5,000円
国内産糖合理化目標価格	t当たり	14万3,400円 (6年9月14日農林水産省告示第1315号)
調整率		33.22% (6年9月14日農林水産省告示第1316号)
異性化糖調整基準価格	t当たり	19万 344円 (6年9月14日農林水産省告示第1317号)
異性化糖調整率		10.84% (6年9月14日農林水産省告示第1318号)

(2) 最低生産者価格

6年には種されたてん菜の最低生産者価格については、法第21条の規定に基づき、基準糖分が16.6度以上16.9度以下のものに対応する最低生産者価格がt当たり1万7,310円とされたとともに、糖分格差が0.1度につき140円と定められた（6年10月21日農林水産省告示第1433号）。また、6砂糖年度に収穫されるさとうきび

の最低生産者価格は、法第21条の規定に基づき、基準糖度が13.1度以下のものの価格としてt当たり2万190円とされるとともに、糖度格差が0.1度につき130円とされた(6年11月4日農林水産省告示第1504号)。これらの最低生産者価格のほかに、てん菜については、てん菜経営の高効率化と合理的な輸作体系に基づく計画的なてん菜生産への生産者の取組みを強化するため、てん菜高効率計画生産推進費がt当たり190円措置された。

また、さとうきびについては、平成6年産から導入される品質取引への円滑な移行と定着化並びに生産者の品質向上への取組みの強化を図るため、「さとうきび品質取引定着化対策費」がt当たり350円措置され、その一部が品質取引対策基金の造成等に充てられることとされた。

(3) 国内産糖及び国内ぶどう糖の買入価格

法第22条及び第27条の規定に基づき、6砂糖年度に適用される国内産糖及び国内産ぶどう糖の蚕糸砂糖類価格安定事業団買入価格は、次のように定められた。

てん菜糖 t当たり 17万7,963円
(6年10月21日農林水産省告示第1235号)

甘しゃ糖 鹿児島県産 t当たり 26万 242円
沖縄県産 t当たり 26万6,873円

(6年11月4日農林水産省告示第1505号)

なお、てん菜のてん菜高効率計画生産推進費(190円/t)並びにさとうきびの品質取引定着化対策費(350円/t)は、蚕糸砂糖類価格安定事業団買入価格に織り込んである。

ぶどう糖

無水結晶ぶどう糖 t当たり 21万7,536円

含水結晶ぶどう糖 t当たり 19万5,391円

精製ぶどう糖及び

全糖ぶどう糖 t当たり 19万 859円

(6年11月10日農林水産省告示第1533号)

なお、ぶどう糖については、蚕糸砂糖類価格安定事業団による売買は行われなかった。

4 いも、でん粉対策

(1) でん粉の需給及び価格の動向

ア でん粉の需給

6でん粉年度(6年10月～7年9月)におけるでん粉の需要量は、282万t(前年度283万7千t)が見込まれる。

また、供給については、国内産いもでん粉の生産が甘しょでん粉8万8千t(前年度6万t)、馬鈴しょでん粉が26万1千t(前年度27万2千t)となり、これにコン

スターチ236万1千t(前年度231万3千t)、輸入でん粉12万3千t(前年度17万t)、小麦でん粉3万2千t(前年度3万9千t)を加えたでん粉の総供給量は、285万5千t(前年度283万7千t)が見込まれる。

イ 価格の動向

6でん粉年度におけるでん粉の卸売価格(年度平均)は、コンスターチがt当たり7万6,900円(前年度7万7,500円)、馬鈴しょでん粉がt当たり16万6,900円(前年度16万3,000円)であった。(東京市中相場)

(2) いも、でん粉対策

ア 農産物価格安定法(昭和28年法律第225号)第5条第1項の規定に基づき、6年産の原料用甘しょ及び馬鈴しょの原料基準価格並びにこれらの作物を原料とするでん粉等の買入基準価格は、次のとおり定められた。(6年10月20日農林水産省告示第1431号)

(ア) 甘しょ及び馬鈴しょの原料基準価格

甘しょ	t当たり	2万5,469円
	(前年度)	2万5,469円
馬鈴しょ	t当たり	1万4,410円
	(前年度)	1万4,410円

(イ) 買入基準価格

甘しょ生切干	t当たり	10万 383円
	(前年度)	10万 590円
甘しょでん粉	t当たり	14万1,223円
	(前年度)	14万1,574円
馬鈴しょでん粉(精粉)	t当たり	11万4,320円
	(前年度)	14万7,224円
馬鈴しょでん粉(未粉)	t当たり	11万3,359円
	(前年度)	11万6,263円

イ また、甘しょの取引指導価格を31,870円/t(うち奨励金6,151円/t)と定めた。

ウ 国内産いもでん粉については、その需要の確保と価格の安定を図るため、コーンスターチ用とうもろこしの関税割当制度の運用による抱き合わせにより消化に努めた。

エ UR農業合意の実施等に伴う、新たな国際的規律の下においても、農産物価格安定法の効果的な運用を確保するため、同法の一部改正を行い、政府が買入れた農産物等の特別売渡しに関する規定の拡充を行った。

(3) ぶどう糖の生産及び価格の動向

5でん粉年度におけるぶどう糖の生産量は12万2千t(うち、規格ぶどう糖8万8千t)であり、価格は117.8円/kg(含水結晶ぶどう糖、東京市中相場)であった。

(4) 異性化糖の生産及び価格の動向

5でん粉年度における異性化糖の生産量は73万8千

t(標準異性化糖ドライベース)であり、価格は84.5円/kg(果糖55%もの、東京市中相場)であった。

第6節 食品油脂行政

1 加工食品

(1) 調味料(みそ、しょうゆを除く)

ア 食酢

平成6年度の食酢類の生産量は39万5,300kℓであり、前年と比較して0.9%増加した。このうち醸造酢は38万9,500kℓで全体の98.5%を占めている。

総務庁家計調査によると1世帯当たりの年間購入数量(全国)は、昭和40年の2.5ℓから50年には2.7ℓ、60年には3.04ℓと増加してきたが、近年は減少傾向に転じ平成6年度は2.4ℓ(前年比2.7%減)であった。

イ ソース類

6年度のソース類の生産実績は、43万3千kℓで、前年度に比べ4.7%増加している。種類別にはウスターソース4万5千kℓ(前年比0.1%減)、中濃ソース3万4千kℓ(同0.3%減)、濃厚ソース3万1千kℓ(同3.6%減)となっているほか、タルタルソース、中華ソース等の専用ソースが増加している。

世帯当たりの年間購入数量(全国)は、総務庁家計調査によると40年の2.58ℓから2年の1.74ℓと減少傾向にあったが、その後増加に転じ、平成6年は1.96ℓとなった。

ウ ドレッシング類(ドレッシング、マヨネーズ)

6年のドレッシング類の生産量は、32万6千tで前年に比べ2.4%増加した。このうちマヨネーズは22万2千t(前年比0.4%増)となっている。

近年、食生活の多様化の進展の中でマヨネーズ以外の液状ドレッシング等の需要が伸びている。総務庁家計調査によると、マヨネーズ・ドレッシングの一世

帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成6年には4.61kg(前年比2.4%増)となっている。

エ カレー及びからし粉

6年度のカレー生産量は、9万7千tで前年と比べ0.4%の減となった。このうちカレー粉は約2.6千t、カレールウは9万4千tであった。

なお、総務庁家計調査によると、カレールウの一世帯当たりの年間購入数量(全国)は、平成6年は2.00kgと前年に比べ1.7%減少した。

6年度のからし粉の生産量は、9,697tで前年度(9,425t)に比べ2.9%増加した。

オ グルタミン酸ソーダ

6年のグルタミン酸ソーダの生産量は、前年比3.8%減の約8万5千tであった。うち、国内販売量は、約8万2千tで前年比2.0%の減少となっているが、輸出量は695tと3.4%の増加となっている。

一方、輸入量は、発酵法の国際的な普及により、韓国、インドネシア等での生産量が増加しているのを受け、前年比12.1%増の34,077tとなっている。

(2) 清涼飲料

ア 企業概況

清涼飲料製造業の大部分は、中小飲料メーカーであるが(6年末現在総企業数650社のうち中小企業は約9割を占めている。)、これらは外資系及び国内大手飲料メーカーのマセールの攻勢に圧倒され、年々その市場占有率の縮小を余儀なくされている。このため、大手メーカーと競合する製品を避け、ラムネ及び一部のサイダー、果実水等の生産を行っているが、経営の悪化等により企業は減少している。

イ 需要動向

清涼飲料の需要は、近年、自動販売機の普及等を背景に順調に生産を伸ばしてきたが、平成5年度は、冷夏及び多雨という異常気象に加え、長びく不況による個人消費の冷え込み等により対前年比1%減と13年ぶ

表14 調味料の生産量の推移

種 類	単 位	4 年度	5 年度	6 年度		
				生産量	前年比 (%)	企業数 (社)
食 酢	千 kℓ	391.2	391.7	395.3	100.9	約360
ソ ー ス	"	397.4	413.9	433.2	104.7	約230
* ド レ ッ シ ン グ 類	千 t	303.0	318.3	326.0	102.4	10
カ レ ー	"	2.4	2.6	2.6	101.4	} 約30
カレールウ	"	94.6	94.9	94.5	99.6	
* グ ル タ ミ ン 酸 ソ ー ダ	"	83.6	88.3	85.0	96.2	7
か ら し 粉	"	10.7	9.4	9.7	102.9	20

(注) 1 *は暦年であり、その他は会計年度である。

2 資料：食品流通局食品油脂課調べ。

りに前年実績を下回った。

しかし、6年度については、前半は前年に引き続き低調であったものの、早い梅雨あけと記録的な猛暑から通年では前年実績を11%も上回る伸びを示した。

ウ 安全確保対策

炭酸飲料の破瓶対策としては、49年3月に炭酸飲料瓶詰（内容積400ml以上、炭酸ガス圧力2.5kg/cm²以上）のもの（内容積400ml以上、炭酸ガス圧力2.5kg/cm²以上）のものが消費生活用製品安全法（48年6月公布）の特定製品に指定され、50年6月5日以降安全マーク（㊟）の付されているものでなければ販売し、又は販売の目的で陳列してはならないこととなった。また、60年12月同法の改正により、「第二種特定製品」が新設された。これは、国が定めた安全基準を事業所自らの責任で確認する、いわゆる自己認証制を採用したものであり、炭酸飲料瓶詰は第二種特定製品に指定されている。しかしながら、近年の事故の状況等から、平成8年1月1日から指定を解除する旨の政令改正が7年6月に行われた。

エ 中小企業対策

清涼飲料業界の構造は、寡占化が進み、コーラ飲料等生産量の多い商品群については、大企業による独占の状態を出現している。

一方、中小企業は焼酎割用飲料などの新製品開発による活路開拓に努めているが、企業間の販売競争は一段と熾烈化し、その経営基盤は脆弱化している。このような状況に対処し、業界の近代化を図るため、清涼飲料製造業については、設備近代化資金の対象業種の指定を延長したほか、沖縄県の炭酸飲料（コーラ・ナットを原料とするものを除く）、果実飲料製造業について中小企業近代化促進法に基づく業種指定を行うなどの施策を講じている。

オ 環境問題への対応

平成3年4月26日に公布された「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づき、飲料容器に用いるスチール缶、アルミ缶及びPET容器の材質識別表示が義務付けられている。

カ 食品容器環境美化対策

空かん等飲料容器の散乱が社会問題になったため48年から民間団体を指導して、空かんの投げ捨て防止等消費者モラルの向上を図ってきたところであるが、更に一層の推進を図るため、57年4月、社団法人食品容器環境美化協会を設立し、この団体を通じ、一般消費者への普及啓発を図るとともに飲料容器の散乱防止方策の検討を行っている。

なお、飲料容器のリサイクルを促進するため補助事業として(財)食品需給研究センターにおいて「食品容器

リサイクル対策事業」を実施した。（6年度補助金1,184万5千円）

表15 主な清涼飲料の年次別生産量の推移

(単位：千kl)

	4年	5年	6年	6/5
炭酸飲料	2,975	2,850	3,162	110.9%
果実飲料	2,219	2,058	2,110	102.5%
コーヒー飲料	2,375	2,400	2,415	100.6%
スポーツドリンク	843	785	935	119.1%

(3) コーヒー

ア 企業概況

レギュラーコーヒー製造業は、明治初期から発展してきた産業であるが、比較的小資本による経営が可能なおことから、そのほとんどは中小零細企業で占められ、現在400企業が操業している。

この業界は、43年に中小企業近代化促進法による業種指定を受け49年まで設備の近代化、合理化を行い6工場で共同焙煎工場の設立をみるなど相応の効果を挙げたが、未だその経営基盤は弱い。

一方インスタントコーヒー製造業は、35年から生産が開始された比較的新しい業種であり、現在3企業が操業している。しかし、その生産量のほとんどは外資系2社に集中している。

イ 供給状況

我が国のコーヒー豆の輸入は30か国以上に及んでおり、その主要国は、ブラジル、コロンビア、インドネシア等である。また、6年の輸入量は34万5,280tであり、近年30万tを超過水準で推移している。

インスタントコーヒー（無糖）の輸入は、需要の低迷から前年に比べ減少し、6年は、15か国から5,507tとなった。主要国は、ブラジル、コロンビア、エクアドル、独等である。

また、コーヒーエキスの輸入も、主な用途であるコーヒー飲料の原料としての需要の低迷から前年に比べ減少した。

なお、コーヒーの国際相場は、89年国際コーヒー協定の経済条項が停止して以来、長期間にわたって低迷していたが、昨年6月及び7月に世界最大のコーヒー生産国であるブラジルで霜害が発生し、相場は急騰した。このため、平成6年の平均輸入価格は円高にもかかわらず、1kg当たり281円と前年に比べ54%上昇した。

ウ 需要動向

レギュラーコーヒーの需要は、主として喫茶店、ホテル、レストラン等業務用（約6割弱）であるが、年々

表16 コーヒー供給量（輸入量）の推移

	(単位：t)			
	4年	5年	6年	6／5
生 豆	293,422	312,524	345,280	110.5%
いったコーヒー	2,081	2,687	2,339	87.0%
インスタントコーヒー	5,032	5,827	5,507	94.5%
エクス・エッセンス	18,926	19,540	17,588	90.0%

家庭用が伸びている。

インスタントコーヒーは、そのほとんどが家庭用（7割強）である。

全体の需要傾向としては、52・53年の原料高による落ち込みを除き、年々順調に増加している。輸入の大半を占めるコーヒー生豆の消費量は33万t（6年）であり、その内訳はインスタントコーヒー用9万8千t、レギュラーコーヒーその他用23万2千tと推計されている。

エ 国際コーヒー協定

(ア) 協定の目的

コーヒーの貿易に関する国際協力を通じ、消費者にとって公正な、また生産者にとって採算がとれる水準にコーヒー価格を安定せしめ、世界のコーヒー需給の合理的均衡を図るとともに、発展途上にあるコーヒー生産国の経済の発展に寄与することを目的とする。

(イ) 経緯

1962年に協定が成立し、以降68年、76年、83年協定と引き継がれてきた。これらの協定はいずれも、輸出国には輸出割当、輸入国には加盟国以外からの輸入の制限を課すとの経済条項を通じて、一定の価格帯内に国際市況を維持しようとするものであった。

ところが、80年代後半になると協定加盟国市場と非加盟国市場の間での二重価格問題が発生したため、89年7月に輸出割当制度等の経済条項が停止され、83年協定は94年9月まで経済条項停止のまま4度延長された。

この間、92年4月に市場志向型の新協定の交渉を行うことに合意がなされ、以降7回の交渉会合等が行われたが、自由市場に近い制度を指向する米国を中心とする消費国とより高い価格水準を保証する制度を求めるブラジル等の生産国で意見が対立し、93年3月で交渉は決裂し、93年9月には米国が協定を脱退するに至った。

その後、93年10月の理事会以降、再び新協定策定の交渉が再開され、94年3月の理事会で、経済条項抜きの新協定（94年協定）が成立した。

なお、我が国は、コーヒー生産国に対する国際協力、安定価格における安定供給の確保の観点から協定に参

加してきており、94年協定についても第132回国会において承認されたため、5月より正式加盟をした。

(ウ) 新協定の主な内容

輸出割当制度等の経済条項のないものであり、統計の整備、情報交換が中心となる。

なお、交渉の過程で、生産国は、一定の条件を満たせば輸出割当等の経済条項が自動的に導入される案を主張したが、消費国が反対し、結局第30条に「理事会は、コーヒーの需給を均衡させる措置を含む新しい協定の交渉の可能性について検討することができる」との規定を置くこととなった。

オ 表示に関する公正競争規約

「不当景品類及び不当表示防止法」第10条の規定に基づく「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約」が平成3年11月27日付けで告示され、平成5年5月28日から施行されている。

コーヒーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択を保護し、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的として定められている。

カ 環境問題への対応

身の回りの環境問題に関する国民の関心の高まりを背景として「再生資源の利用の促進に関する法律」が施行され、第二種指定製品である飲料缶の材質識別表示に準じて、レギュラーコーヒー缶にあってはスチール缶である旨の識別表示の導入を平成5年5月28日以降自主的に表示することとしている。

また、コーヒー豆の抽出粕の再資源、再利用等についても検討することとしている。

(4) 菓 子 類

ア 6年における菓子類の国内生産量は、個人消費の低迷等から市場をリードする強力なヒット商品が見られなかったことなどから、全ての品目で減少し、204万5千t（前年比2.4%減）と2年連続前年を下回った。品目別には、チューインガム（前年比1.5%減）、和生菓子（同1.4%減）、洋生菓子（同1.1%減）、スナック菓子（同1.0%減）、米菓（同7.1%減）、チョコレート（同5.0%減）、飴菓子（同1.2%減）、となった。

また、生産額も2兆5,005億円と前年比2.8%の減少となった。

一方、6年における輸入量は、約6万5,181t（前年比13.3%増）、輸入額も約300億円（同13.6%増）とともに、過去最高となった。品目別には、チョコレート菓子、砂糖菓子、キャンデー類、ビスケット類の4品目で菓子類の輸入量の約7割を占めている。

表17 菓 子 の 需 給

(単位：数量・千t, 金額・億円)

種 類	年次 1～ 12月	国内生産A		輸入B		輸出C		A+B-C=D		B/D
		数量	金 額	数量	金額	数量	金額	数量	金 額	数量%
ベ ー カ リ ー 製 品	4	1,049.4	12,725.0	17.6	70.3	15.5	112.5	1,051.5	12,682.8	1.7
〔焼菓子, ビスケット, 米菓〕	5	1,027.3	12,472.0	21.1	76.1	14.6	102.6	1,033.8	12,445.5	2.1
〔洋生菓子, スナック菓子等〕	6	986.7	11,965.0	28.8	108.1	13.5	91.1	1,002.0	11,982.0	2.9
砂 糖 菓 子	4	865.6	10,083.0	20.2	61.2	7.3	54.8	878.5	10,089.4	2.3
〔キャラメル, キャンデー類〕	5	876.9	10,245.0	22.5	74.7	6.8	49.9	892.6	10,269.8	2.6
〔チューインガム, 和生菓子等〕	6	876.8	10,190.0	21.1	69.5	6.0	46.7	891.9	10,212.8	2.4
チ ョ コ レ ー ト 菓 子	4	195.0	3,169.0	13.0	128.8	0.9	9.7	207.1	3,288.1	6.3
	5	191.1	3,019.0	13.9	113.1	0.7	6.9	204.3	3,125.2	7.3
	6	181.5	2,850.0	15.3	122.8	0.7	6.5	196.1	2,966.3	7.8
計	4	2,110.0	25,977.0	50.8	260.3	23.7	177.0	2,137.1	26,060.3	2.4
	5	2,095.3	25,736.0	57.5	263.9	22.0	159.4	2,130.8	25,840.5	2.7
	6	2,045.0	25,005.0	65.2	300.4	20.2	144.3	2,090.0	25,161.1	3.1

また、輸出は2万169t(対前年比8.4%減)と菓子類の輸出量は生産量の1.0%とわずかなものである。

イ 中小零細企業の多い菓子製造業に対する施策としては、中小企業施策のほか、中小企業設備近代化資金貸付制度の対象業種に指定(47年度以降)しており、また、製造小売業については、生鮮食料品等小売業近代化資金貸付制度の対象業種に指定(43年度以降)している。

ウ 更に、中小企業の経営の特質を生かした製品開発、国産農産物(特定地域農産物)の利用技術の開発等に要する経費の一部を助食品産業センターを通じて平成2年度より特定地域農産物利用菓子開発・普及促進事業として実施し、助成している。

エ 1986年国際ココア協定は1987年1月に発効し、我が国も87年7月に正式に加盟した。この協定は、価格安定を目的とした緩衝在庫制度及び補完措置を定めており、下落したカカオ豆価格を支えるため、25万tの緩衝在庫を保有している。

88年3月以降、安定価格帯の修正及び課徴金の未払問題等、生産国グループと消費国グループの意見が対立し、紛争状態となり、国際ココア協定の価格介入機能は停止状態となっていた。

90年3月の国際ココア理事会において、安定価格帯の修正、課徴金の未払問題、現協定の延長問題等についての検討がなされた。この結果、90年4月15日以降、カカオ豆の課徴金徴収を停止するとともに、現協定は、90年9月末で期限切れになるため、これを10月以降、経済条項抜きで2年延長することが決定され、その後、91年12月の理事会では、更に93年9月までの延長が決定されている。

現協定に代る新たな協定作成のための国際ココア理

事会が92年4月より93年7月まで5回にわたり開催された。新協定協議では、経済条項をめぐり生産国グループと消費国グループの間で意見調整がつかなかったが、これまでの市場介入型の措置(緩衝在庫制度及び補完措置)を導入せず、生産管理計画及び消費振興による需給の均衡を確保する措置を採用した新協定(93年ココア協定)が93年7月に国連ココア会議において採択され、我が国も95年1月に正式加盟した。

(5) あ ん 類

6年度におけるあん類の生産品は原料として使用した豆類で15万1,560tと前年を下回った。

製品別の生産量は、生あん9万950t(前年比88.2%)、ねりあん22万210t(同86.7%)、乾燥あん2,840t(同92.5%)、合計では31万6,000tで、前年を下回った。

(6) 豆 類 加 工 品

ア 豆腐・油揚げ

豆腐類の推定生産量は、平成2年以降横ばい傾向で推移していたが、5年は冷夏により夏場に豆腐の需要が低迷したことから減少に転じた。6年は逆に猛暑となり、夏場の需要が旺盛であったものの、油揚げ類の消費が振るわず、全体の推定生産量は原料大豆処理量に換算して49万3千t(他に脱脂大豆利用1万2千t)と、平成4年の水準を下回った。なお、豆腐製造業者数は年々減少しており、6年末現在では18,780業者で前年より617業者の減少となっている。

イ 納豆

納豆の推定生産量は平成2年以降微増傾向にあり、6年は原料大豆処理量に換算して10万9千tとなった。なお、製造業者数は6年末現在で771業者となっている。

ウ 凍り豆腐

6年の凍り豆腐の推定生産量は原料大豆処理量に換算して3万tとなっており、製造業者数は6年末現在で13業者となっている。

エ 植物性たん白

6年における生産量は乾燥品換算で5万t、前年比2.2%の減少を示した。

原料別の生産比率は大豆系80%、小麦系20%。形態別では、粉末状56%、繊維状・粒状・ペースト状の合計44%（いずれも乾燥品換算）となっており、出荷先はほとんどが食品加工業者である。

6年度は、植物性たん白食品普及推進事業を実施する(注)日本植物蛋白食品協会に対し、(注)食品産業センターを通じて助成し、植物性たん白に関するパンフレットの作成、産業給食業者に対するアンケート等を実施し、植物性たん白の普及を行った。

オ 豆乳

6年の豆乳の生産量は2万7千t、出荷量は2万6千t、大豆使用量は3千tとなっており、主な製造業者は8社である。

カ 大豆加工食品副産物の有効利用の推進

平成2・3年度に豆腐等の大豆加工食品の製造時に発生する副産物（オカラ）の高度利用を図るため実施した大豆加工食品副産物高度利用研究開発事業の成果を踏まえ、地域の実情に即した最適な回収・利活用システムの策定（6年度は富山県全域、愛知県全域、長野県中信地域の3地域）及び全国レベルでの中長期的な有効活用の方策の検討を行う大豆加工食品副産物利用促進対策事業を実施する(注)食品産業センターに助成し、オカラの有効利用を推進した。

キ 大豆の備蓄

大豆は我が国の国民生活に直結した食品の原材料であり、そのほとんどを輸入に依存していることもあって、国際的な需給変動、輸送事情の影響を受けやすい状況による。このようなことから、大豆の国際需給の著しい変動、港湾スト等の不測の事態に備えるため、(注)大豆供給安定協会が自ら大豆を買い入れ、これを製油メーカーのサイロを利用して備蓄する体制をとっており、前年度に引き続き8万t（食品用大豆需要の約1カ月分）の備蓄を実施した。このため、国としてはこれに必要な経費（金利、保管料）として、11億円を同協会に補助した。

（大豆備蓄対策費補助金 10億5,000万円）

2 油 脂

(1) 世界の油脂事情

平成6年の世界の油糧種子及び油脂の需給について

は、大豆は、米国が史上最高の生産となり、南米でも前年並みの生産となったことから、世界全体でも増産となった。一方、ナタネもカナダが史上最高の豊作となり、世界全体でも増加した。

さて、我が国では大豆油とナタネ油の生産量が、可食油生産量の85%程を占め、しかもその原料である大豆とナタネの油糧種子は、そのほとんどを輸入に依存している。

その主な輸入国は、大豆では米国、ブラジルであり、ナタネにあっては、カナダ、EU、豪州などとなっている。

(2) 国内の油脂事情

ア 全体需給動向

食料需給表（平成5年度）によれば、我が国国民1人、1日当たりの供給熱量は2,618Kcalで、そのうち油脂類は364.1Kcal（13.9%）を占めている。

油脂の総需給はこれまで堅調な伸びを続けてきたが、最近では栄養的にも油脂の消費がかなりの水準になってきていることから油脂の需要はほぼ横ばい傾向にある。

なお、平成6年の油脂生産のうち動植物油脂の生産比率は17%対83%となっている。

イ 用途別需要

食用（単体用、マーガリン・ショートニング用、マヨネーズ用等）は232万tで前年を1.6%上回っている。この食用の国内消費（工場出荷ベース）については、平成5年の冷夏の影響が平成6年上期まで続いたことによりパンの需要が増大し、加工用油脂の生産が増加したことから、前年を上回った。

一方非食用（工業用）は景気の後退から、46万3千tと前年を6.4%下回った。

輸出については過去、輸出の大半を占めていた魚油がイワシの漁獲量減少から生産が半減し、このため、輸出は1万6千tで前年（2万4千t）に比較して大幅な減少となった。以上、需要全体としては、食用が増加、非食用が減少、輸出は大幅な減少であったことから280万tと前年並みとなった。

一方、油脂の供給は、277万3千tで前年並みとなった。国産原料から生産される主要油脂は、魚油、牛脂、豚脂、こめ油等に限られ、大部分が輸入原料に依存している。主要な油脂としては、ナタネ油、大豆油で全体の52.7%を占めており、ナタネ油の生産量は79万1千t、大豆油は66万4千tとなっている。

平成6年における食用加工油脂の生産は、平成5年に引き続き70万tを超えた。

表18 油脂の供給 (原油ベース・単位：千t)

項 目	4 年	5 年	6 年
生 産			
植 物 油	2,263	2,289	2,312
動 物 油	562	512	461
計	2,825	2,801	2,773
前 年 比 (%)	96.6	99.2	99.0
う ち 輸 入 原 料	2,306	2,317	2,362
輸 入 油 脂	(649)	(654)	(685)
う ち 国 産 原 料	519	482	411

表19 食用加工油脂の生産 (単位：千t)

	生産量	対前年比 (%)
マーガリン	174	95.4
ファットスプレット	78	107.3
ショートニング	192	100.5
精製ラード	83	98.4
食用精製加工油脂	47	87.8
その他加工油脂	127	108.3
計	701	100.0

3 新 食 品

新技術または新素材を用いて栄養機能、嗜好機能、生理活性機能の機能または消費者に対する利便性等を付加して製造加工された食品に関する重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行うため、元年5月よ

り新食品調査官及び新食品班を設置し、新食品対策を行っている。

(1) 新食品・素材製造業者情報交流推進事業の実施

新食品・素材製造業者の企業動向、新食品・素材の市場動向等を把握し、行政及び企業活動の活性化に反映させるため、新食品・素材製造業者を対象にアンケート調査を実施し、結果の分析・取りまとめを行った。

(2) 食品新素材適正普及推進事業の実施

食品新素材の特性や利用技術等についての適切な情報を提供することにより、新食品・素材製造業者の健全な発展と消費者保護の強化に資することを目的として、β-カロチン、テアンドロース、微小繊維状セルロースの3素材の利用技術の手引を作成するとともに、食品新素材の普及のため研修会を開催した。

(3) 新包装・容器適正利用技術普及事業の実施

包装機能に優れ、かつ消費者保護、安全性の強化といった社会適応性を有する新しい包装・容器の食品への利用適性等の解明を行うことにより、高齢化社会への対応も踏まえた安全で扱い易い包装・容器等の普及を目的として、開栓確認機能蓋、保香性プラスチック包装材料及び生分解性包装材料について、その機能や用途等に関する具体的な評価・検討を行った。

